

シンフォニア Sinfonia は交響曲を意味するイタリア語です。各演奏者が専門性を発揮しながら全体の調和をとるオーケストラを模範とし、お客様と共に、お客様の心に響く仕事をしたいという思いで名づけられました。

**“チームワーク力を発揮して、お客様の未来を創るために、お客様と共に歩みます”**

調布市役所向かい、調布駅南口徒歩3分です。

シンフォニア通信 2月号をお届けします。



政権交代がなされ、経済回復優先の政策を打ち出し、円安、株高、企業業績回復などの記事が、新聞紙上に載るようになってきました。久しく見なかった景気上向きムードは、期待先行であることはわかっていますが、悪い気分はしません。



(味の素スタジアム(調布)  
調布たづくり 12階展望から 2013年2月3日撮影)

## 習慣と工夫、継続と刷新(三浦知良)

おそらく消費税が8%に上がる来年(平成26年)の3月までは、良いムードが続くのではないかと楽観的な気持ちになります。

しかしこんなときこそ、しっかり足元をみつめて、経営基盤の確立のため考えて・行動をしていきたいです。

45歳にして現役サッカー選手の三浦知良さん。2月1日の日本経済新聞のコラムで、オフにグアムで10年間継

続している自主トレについて書いていました。

「準備はあくまでもただの準備でしかなく、シーズンでの成功を約束しない。それでもできることはすべてする。習慣と工夫、継続と刷新。パソコンと同じで何事もバージョンアップしていかないとね。」

経営の難しさを政治や経済など自分にコントロールできない要因のせいとせず、自分でできる準備をしっかり行

い、この困難な時代を切り抜けていきたいものです。

準備のひとつに毎月の売上や経費、利益を見て行くことがあります。会計は経営者が次の手を打つためのツールとなります。

お客様とともに歩む税理士として今後もお客様をサポートをしていきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(西山)



調布市たづくりから  
都心を望む  
2013年2月3日撮影

シンフォニア HP、Facebook ページで掲載中の「税金コラム」から (2013 年 2 月 3 日付)

## 小規模宅地の減額の拡大(27 年 1 月 1 日から)

平成 25 年度税制改正大綱が 1 月 29 日に閣議で決定されました。

相続税に関して注目されるのは、ズバリ小規模宅地の減額の拡大ではないでしょうか。

平成 27 年 1 月 1 日から、相続税の基礎控除が減額される中 (5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数 → 3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数)、居住用の宅地についての評価減を拡大することによって、税負担増加を和らげる方向の改正です。

一定の居住用宅地については、現在は 240 m<sup>2</sup>までの部分に対する評価額を 80%

減額する制度となっています。これが平成 27 年 1 月 1 日からは、330 m<sup>2</sup>に拡大されます。

一定の事業用宅地については、現在 400 m<sup>2</sup>までの部分に対する評価額を 80%減額する制度となっています。この 400 m<sup>2</sup>の拡大はありませんが、平成 27 年 1 月 1 日からは、居住用と事業用の完全併用が可能となります。

現在は居住用と事業用の両方の減額を受けるには一定の面積制限があり、最大でも 400 m<sup>2</sup>までの適用しか受けられません。しかし平成 27 年 1 月 1 日からは、最大 730 m<sup>2</sup> (=330 m<sup>2</sup>+400 m<sup>2</sup>)までの適用を受けることができるようになります。

これら小規模宅地の減額の適用拡大により、地価の高い都市部などにおいては、基礎控除の減額の影響を上回る、評価減を受けることができるケースもあると思います。

気をつけなければいけないのは、小規模宅地の減額の適用を受けるためには、相続税の申告をしなければならないことです。

「小規模宅地の減額の改正で、居住用と事業用の併用が認められるから、どうやらうちは相続税は払わなくても大丈夫そうだな」と思った方も、将来の申告も視野に入れて、念のため専門家に相談にのってもらうことをお勧めします。お伝えしていきます。

### 調布駅南口から事務所までの風景(徒歩 3 分)

調布駅を南に出るとこの風景です。右手沿いに歩きます。



三菱東京 UFJ とケンタッキークーの交差点を右手に歩きます。



調布市文化会館たづくりの交差点を左に曲がります。



左手に見えるビルです



このビルの 2 階です。駅から徒歩 3 分で到着します。



## 合格発表 「調布の税理士西山のブログ」から

先週末にあった都立高校の推薦入試。合格発表が昨日ありました。

中学 3 年になるときはじめて塾に通いはじめました。自分の身の丈にあった学校を自分で選んで、一般入試の準備をしていました。

直前まで推薦入試は受ける予定がありませんでした。面接や作文に苦手意識があるからだと思います。

ところが、年末に 1,2 年のときの担任の先生に呼ばれて、「何で受けないんだ」と言われ、本人受ける気になりました。

担任でなくなっても娘を見てくれていたベテランの旧担任の先生。

推薦入試の中に「グループ討論」というものがあります。今年から始まったそうです。時代を反映して、いろいろな入試をするものだなと感心していました。

推薦入試は先週の日曜日と月曜日の 2 日間の実施。初日に作文とグループ討論をしました。

6 人のグループで討論しましたが、とても良いメンバーだったと言っていました。短い時間ではあったけれど、仲良くなれたようです。まだ二日目があるというのに、ご機嫌でずいぶんリラックスしていました。

その様子を見ていて、この子は階段をひとつ登ったかもしれないなと思

ました。

自分の人生を切り開くための手段として、ペーパー試験に格闘する季節があっても良いと思います。

しかしペーパー試験が目的になってはならないですし、あまりのめり込むと点数が人の価値を決めるような錯覚をおこしかねません。

今の自分の年齢になって子供に思うこと。

自分のやりたいこと、好きなことを見つけて欲しい。地に足を付けてそのやりたいこと、好きなことに取り組んで欲しい。

親や世間が考える、期待するようなことは気にせ

## 「調布の税理士西山のブログ」から(続き)



ず、自分自身の人生を描き、それを切り開いて欲しい。

昨日の発表。合格していました！めでたし。

あと僅かの中学生生活を味わえる幸運を得て、高校

入学まで自分の将来をじっくり考えてもらえたらなと思います。

階段は足をとめて風景を眺めることができます。登ってきた風景を味わうのも楽しい。登った先を想像するのも楽しい。

合格おめでとう。

「調布の税理士西山のブログ」2月2日掲載分抜粋。ブログ毎日更新中です。

## シンフォニア主催 セミナー情報

### 「“相続税”は遺産分割協議で決まる！」

2013年2月15日(金) 午後2時～ 調布市文化会館たづくり 1002 学習室 入場無料

相続税を少しでも減らしたい方は、相続発生後でも間に合います。

#### 第1部: 平成24年税制・平成25年税制改正予定(西山)

#### 第2部: “相続税”は遺産分割協議で決まる!(鹿野)

平成25年3月以降も毎月、相続セミナー開催いたします。ぜひ一度ご参加ください。



## 調布の名所

### 調布市文化会館たづくり

調布駅南口方面、税理士法人シンフォニアへの向かい調布市役所と隣接して、調布市文化会館たづくりがあります。約500人収容のホール、調布FM、市立図書館などが入っており、市民に大変親しまれています。シンフォニアの相続セミナーの会場としても利用するほか、西山が所属するオーケストラの練習会場としても使っています。

12階の展望は大変眺めが良く、都心から多摩地域が一望です。



調布市文化会館たづくり  
2013年2月3日撮影

税理士法人シンフォニア  
182-0026  
東京都調布市小島町 2-45-22  
ワイズビル 202

電話  
(042)444-0582

FAX  
(042)444-0583

電子メール  
info@sinfonia-tax.com

Web サイトにてお待ちしております。  
http://www.sinfonia-tax.com/



鹿野



西山